

## 理 由

地域共生社会実現に向け、第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域へ用途地域を変更するが、地域共生の目的や周辺住居環境に相応しくない建築物が建築されない様、建築物の用途の制限等を行うため、地区計画を定めるものである。